

## 日本スポーツ少年団指導者協議会規程

### (総 則)

**第1条** この規程は公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団設置規程第20条に規定された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

### (目 的)

**第2条** 協議会は日本スポーツ少年団登録指導者(以下「指導者」という。)相互の連帯と、資質、指導力の向上ならびに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

### (協議事項)

**第3条** 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、日本スポーツ少年団に意見を具申する。

- ① 指導者の研修および資質の向上に関する事。
- ② 指導者の交流と情報交換、広報活動に関する事。
- ③ 指導者の社会的地位の向上に関する事。
- ④ 指導活動の安全対策に関する事。
- ⑤ 指導者育成策の研究に関する事。
- ⑥ 指導法と指導技術の研究開発に関する事。
- ⑦ その他前各号に関連する事。

### (構 成)

**第4条** 協議会は都道府県スポーツ少年団の指導者協議会等で構成する。

2. 都道府県スポーツ少年団は、その属する指導者協議会等が選任した代表各1名を日本スポーツ少年団に届出る。

### (全国協議会)

**第5条** 協議会は毎年1回以上前条第2項の代表による全国協議会を開催する。

2. 全国協議会の議事は出席した代表の合意で決定する。

### (運営委員会)

**第6条** 協議会に運営委員会をおく。

2. 運営委員会は随時これを開催し全国協議会の開催についての企画立案ならびに準備運営にあたる。

### (運営委員会の構成)

**第7条** 運営委員会の構成は次のとおりとする。

委員長	1名
副委員長	2名以内
運営委員	12名以内

### (運営委員の選出)

**第8条** 運営委員は第4条に定める代表のうちから、日本スポーツ協会加盟団体規程に定める地域

区分ごとに1名を選出する。また、委員長選出地域から更に1名を選出する。

2. 前項のほか、次に定める全国3地区より女性の代表者1名を選出し運営委員とする。  
なお、選出にあたっては、各地域持ち回り方式とする。

東地区（北海道地域、東北地域、関東地域）

中地区（北信越地域、東海地域、近畿地域）

西地区（中国地域、四国地域、九州地域）

3. 前二項のほか、委員長は日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、学識経験者から2名以内の運営委員を委嘱することができる。

4. 委員長および副委員長は運営委員の互選で決める。委員長は全国協議会ならびに運営委員会の議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

### (任 期)

**第9条** 代表ならび運営委員の任期は2年とし、日本スポーツ少年団役員の任期に準ずる。ただし再任を妨げない。

2. 代表ならびに運営委員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠の代表ならびに運営委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による運営委員の任期はほかの運営委員の残任期間とする。

### (規程の変更)

**第10条** この規程は全国協議会の合意を得たのち、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

ただし、関係する規程の変更に伴う条項番号等の修正に限っては、委員長の確認・了解の上で、全国協議会の合意を得ていなくとも、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更できることとし、変更した内容については、全国協議会へ報告するものとする。

**附則1** 昭和60年4月1日から施行する。

**附則2** 平成5年4月1日から改定施行する。

**附則3** 平成19年4月1日から改定施行する。

**附則4** 平成23年4月1日から改定施行する。

**附則5** 平成27年11月9日から改定施行する。

**附則6** 平成29年11月20日から改定施行する。

**附則7** 平成30年4月1日から改定施行する。